

## 随意契約理由書

1 業 務 名	JARTICバナー広告掲載業務（営業関係）
2 業 者 名	公益財団法人日本道路交通情報センター
3. 随意契約理由	
<p>本業務は、阪神高速の営業施策等を認知・理解していただくことを目的とした広報を行うために、公益財団法人日本道路交通情報センター（以下「JARTIC」という。）のホームページにおいて、バナー広告を掲載するものである。</p> <p>JARTICが運営する「道路交通情報Now!!」（阪神高速）サイトの1日平均のアクセス数は、約8万PVに上り、阪神高速を利用するお客さまに多く閲覧されている。また、当社のみならず他高速道路会社も営業施策や規制・通行止めを伴う集中工事等のバナー広告を同サイトに掲載している実績がある。</p> <p>以上のことから、JARTICホームページのバナー広告は、当社にとって有効な広報ツールであると思料される。</p> <p>JARTICホームページにバナー広告を掲載するには、当該ホームページを運営しているJARTICと契約する必要があるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第二号の規定により随意契約するものである。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	